

戦災復興土地区画整理事業における 公園配置思想に関する研究

森 薫¹・大沢 昌玄²・中村 英夫³

¹学生会員 日本大学大学院理工学研究科土木工学専攻（〒101-8308 東京都千代田区神田
駿河台1-8, E-mail:cska18013@g.nihon-u.ac.jp）

²正会員 博士（工学） 日本大学理工学部土木工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田
駿河台1-8, E-mail:oosawa.masaharu@nihon-u.ac.jp）

³正会員 博士（工学） 日本大学理工学部土木工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田
駿河台1-8, E-mail:nakamura.hideo74@nihon-u.ac.jp）

戦災復興土地区画整理事業によって整備された公園は、今でも潤いや安らぎの場として多くの人々に利用されている。また、南池袋公園のように、戦災復興土地区画整理事業によって整備された公園を飲食施設併設の芝生公園に再整備し開放的な空間として多くの人々に利用されるなど、戦災復興土地区画整理事業によって生み出された空間がストックとして大きな役割を果たしている。しかしその公園がどのような思想をもって実際に配置されたか明らかとなっていない。そこで本研究は、戦災復興土地区画整理事業における公園配置の技術基準を整理した上で、実際に配置された公園の位置を把握し、そして類型化した上で、そこから実際の配置思想について解明することとする。

キーワード: 戦災復興, 公園, 区画整理, 配置, 一体的利用, 減歩, 寺院, 神社, 鎮守性

1. はじめに

(1) 研究背景と目的

我が国の大都市のターミナル・市街地周辺の道路や広場、街区や公園といった都市基盤の中には、戦災復興土地区画整理事業によって整備された空間が多数存在する。この戦災復興土地区画整理事業によって整備された空間は、70余年経た現在まで引き継がれ活用されている。特に公園は、今でも多くの人々に潤いや安らぎの場として利活用されている。また、東京都豊島区の南池袋公園（1951年）のように、戦災復興土地区画整理事業によって整備された公園を再整備（2016年）し、飲食施設併設の芝生公園に生まれ変わり、開放的な空間として多くの人々に利用されるなど、戦災復興土地区画整理事業によって生み出された空間がストックとして大きな役割を果たしている。

このように戦災復興土地区画整理事業によって用地確保され整備された公園については、量としての基準については、施行面積の5%以上という規定があるものの、具体の配置については、どのような思想や技術基準があり、それらが実際の空間にどのように配置されていったのかは今一つ明らかとなっていない。また、土地区画整理事業であり、直接買収ではなく減歩で用地確保を行うとい

う特性を加味する必要がある。なお、戦災復興土地区画整理事業地区を見ると、公園と社寺境内地を一体的に配置している状況を数多く確認することができ、土地区画整理の計画・設計に際し、何らかの思想が存在していたと推察することができる。

そこで本研究は、戦災復興土地区画整理事業における公園の配置思想を明らかにすることを目的とし、①戦災復興土地区画整理事業における公園配置の技術基準を整理し、②戦災復興81都市を対象として実際に配置された公園の位置を明らかにする、③そして公園の配置場所を類型化しそこから実際の配置思想について解明することとする。そして、今後の大規模な災害復興において土地区画整理事業を用いる場合の公園配置に対する一助とする。

(2) 既存研究の整理

戦災復興期における公園に関する研究としては、計画標準に関する研究と、復興計画等において設置された公園に関するケーススタディ的な研究に大別される。前者は、杉田¹⁾が東京都内における計画標準と計画図面との比較をし、双方の公園配置に差異があることが示されている。後者においては中島²⁾が都内を対象範囲とした土地区画整理設計基準と戦災復興時の基準、東京都案につ

いて比較し、設計思想を解明している。また、今村^{3), 4)}は戦災復興における旧軍用地の公園緑地への転用実態について論じており、対象範囲は師団設置都市の5都市であった。なお土地区画整理事業における公園においてと近隣社寺についての研究としては、岡村ら⁵⁾が東京都内の社寺と近隣の空間的特性について、震災復興期と戦災復興期のそれぞれの土地区画整理時の社地の扱いとその空間的特質について考察している。

しかしながら、これらの先行研究の中には戦災復興土地区画整理事業における公園の配置の思想について具体的に言及しているものは確認することができず、さらに戦災復興都市の公園を網羅的に調査対象としている研究は見当たらなかった。

2. 研究方法

(1) 用いる資料

1960年前後に都市計画協会から刊行され、建設省が編纂した『戦災復興誌』を本研究の公園配置思想を探る資料として用いることとする。『戦災復興誌』は戦災復興事業の全体像をはじめ、事業が実施された全国112都市の状況を統一した様式で収録している資料である。全10巻のうち第1巻～第3巻は全体像を示す総論（第1巻計画事業編、第2巻清算編、第3巻法制編）であり、第4～第10巻に全国112都市の状況が記載されている。

(2) 研究対象

戦災復興土地区画整理事業は、全国112都市（1946年の特別都市計画法制定時点の市町村）で行われている（図-1）。



図-1 研究対象戦災復興都市

今回はその中から、まず戦災復興誌に収録されている「復興土地区画整理設計図」中に公園が明記されていない公園の配置を確認することができない21都市を除くこととする。そして施行面積が大きく都市内に地区が分散している5都市（東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市）を除くこととし、さらに1953年の昭和の大合併前後にそれらの都市と合併した5都市（神戸市に合併した御影町、本山村、魚崎町、住吉村、本庄村）を研究対象外とした。その結果、本研究においては、戦災復興81都市を研究対象とする（図-1の○の都市）。

(3) 研究方法

戦災復興期の公園の配置に関する計画思想については、『戦災復興誌』第1巻に記載されている「復興土地区画整理設計標準」（1946年（昭和21年））、「土地区画整理設計標準」（1933年（昭和8年））において公園の配置の基本方針と設計標準がどのように記載されているか確認する。

その後、各都市編である第四～拾巻記載の「復興土地区画整理設計図」を用いて、その設計図に公園と記載されていた場所において、現在も公園が存在するかGoogle Maps（2018年8月閲覧）より確認を行う。そして戦災復興時に計画された公園の存在が確認できる場合は、配置の状況、近接する街区の土地利用・施設を確認した。なお、公園配置の技術基準より社寺（神社と寺）との関係性が明記されていたことから、復興土地区画整理設計図に公園と明記された場所の同一区画内や近隣区画に社寺がないか確認し、確認できた場合はそれを整理分類する。

3. 戦災復興計画公園の配置に関する技術基準

戦災復興にて計画された公園（戦災復興計画公園）の配置がどのように記述されていたのかについて、1946年の復興土地区画整理設計標準より読み解くこととする。なお、その参考として1933年の「土地区画整理設計標準」に示されていた公園の配置についても読み解くものとする。なお1946年の復興土地区画整理設計標準（戦災復興院次長通牒）が示されるまでは、1933年の土地区画整理設計標準により土地区画整理事業の計画・設計を行った都市もある⁶⁾。

(1) 1946年復興土地区画整理設計標準

「復興土地区画整理設計標準」においては、地区及び工区の項において「区域内にある御料地、（中略）墓地、社寺境内地は編入し、名勝地、旧蹟地、古墳墓地も特に計画に必要がある場合には編入するように努める」とあ

る。また、設計の項には「設計は特に都市の地方的な特殊性を活かすとともに、各地区の土地利用計画に応じて設計が画一的とならないように努めること」とあり、全国で統一的な設計標準があるものの、画一的となることを懸念し課題と認識しており、その課題に対する対応として各都市において都市特性を活かすような考え方が示されていた。また、本標準の公園緑地の項には「公園緑地は前庭地帯、菜園住宅地、学校農園、市民農園（分区農園）、団地苑、遊園地、社寺の内苑外苑等を考慮して公園の配置をする」とあり、社寺境内地と連携して公園を配置する旨が明記されていた。

戦災復興土地区画整理事業における公園計画においては、面積において社寺の区域を編入し活用すること、また配置においても社寺の活用が示されており、公園と社寺との関連性が重視されていたと考えられる。なお、関東大震災からの復興においては、小学校と公園の隣接配置が示され実践されていたが、戦災復興においてはそのことについては具体的に確認されていなく、社寺との連携が戦災復興における公園配置計画上の特徴であるとも考えられる。

(2) 1933年土地区画整理設計標準

設計の総説の項において「公園、社寺、史蹟地、水辺、眺望地又は著名な独立木、並木、樹木等に対しては当該位置に面し又は之を包容して鑑賞広場を設け且之等の土地を連絡する遊歩道を計画すること」と緑地に対するポテンシャルを底上げするような付加価値的な空間を作るような思想が含まれている。

4. 公園と社寺の近隣数の解析結果

(1) 確認できた公園数

本研究の対象81都市において、戦災復興誌に収録されている土地区画整理設計図に公園が明記されている都市のうち、現在でもその場所に公園が確認できたのは78都市であった。その78都市において845箇所（箇所）の公園を確認できた。その結果を表-1に示す。この845公園全てについて隣接及び近接する土地利用・施設を把握したが、今回は復興土地区画整理設計標準に明記されていた社寺との関係性を鑑み、社寺との近接性を着目することとする。

(2) 公園配置における社寺の近接性

今回抽出された845公園のうち、社寺との近接性の関係があったものは260箇所であり、全体の31%を占めていた。そのうち神社143箇所、寺132箇所であった（神社、寺両方に接する公園もあることから重複箇所あり）。

表-1 戦災復興計画公園と近隣社寺数

No.	都道府県	都市名	現在の公園数	社寺近接公園	社寺近接率	公園に近接する神社数	公園に近接する寺数	計
1	北海道	根室市	2	1	50.0%	なし	1	1
2	北海道	釧路市	1	0	0.0%	なし	なし	0
3	北海道	函館市	1	0	0.0%	なし	なし	0
4	北海道	本別町	2	0	0.0%	なし	なし	0
5	青森県	青森市	9	4	44.4%	1	4	5
6	岩手県	釜石市	3	2	66.7%	なし	2	2
7	岩手県	宮古市	0	0	—	—	—	—
8	宮城県	仙台市	11	3	27.3%	3	なし	3
9	福島県	郡山市	4	0	0.0%	なし	なし	0
10	東京都	八王子市	7	2	28.6%	2	1	3
11	神奈川県	川崎市	36	11	30.6%	5	7	12
12	神奈川県	平塚市	21	3	14.3%	3	なし	3
13	千葉県	千葉市	11	4	36.4%	4	1	5
14	千葉県	銚子市	5	3	60.0%	3	1	4
15	埼玉県	熊谷市	3	2	66.7%	1	2	3
16	茨城県	水戸市	5	1	20.0%	1	なし	1
17	茨城県	日立市	5	1	20.0%	1	なし	1
18	茨城県	豊浦町(日立市)	1	0	0.0%	なし	なし	0
19	栃木県	宇都宮市	6	3	50.0%	2	1	3
20	群馬県	前橋市	7	3	42.9%	2	1	3
21	新潟県	長岡市	16	14	87.5%	7	5	12
22	山梨県	甲府市	2	0	0.0%	なし	なし	0
23	愛知県	豊橋市	13	6	46.2%	4	2	6
24	愛知県	岡崎市	1	0	0.0%	なし	なし	0
25	愛知県	一宮市	9	4	44.4%	3	2	5
26	静岡県	静岡市	8	2	25.0%	1	1	2
27	静岡県	浜松市	5	2	40.0%	2	なし	2
28	静岡県	清水市(静岡市)	2	1	50.0%	なし	1	1
29	静岡県	沼津市	12	8	66.7%	6	1	7
30	岐阜県	岐阜市	13	7	53.8%	6	2	8
31	岐阜県	大垣市	12	5	41.7%	5	2	7
32	三重県	津市	23	9	39.1%	3	7	10
33	三重県	四日市市	12	6	50.0%	5	2	7
34	三重県	桑名市	11	7	63.6%	3	6	9
35	三重県	宇治山田市(伊勢市)	21	7	33.3%	5	1	6
36	富山県	富山市	15	7	46.7%	3	4	7
37	兵庫県	西宮市	17	1	5.9%	なし	なし	0
38	兵庫県	姫路市	12	2	16.7%	1	1	2
39	兵庫県	明石市	9	2	22.2%	2	1	3
40	兵庫県	尼崎市	23	6	26.1%	4	2	6
41	兵庫県	芦屋市	7	2	28.6%	1	1	2
42	兵庫県	鳴尾村(西宮市)	14	4	28.6%	なし	4	4
43	和歌山県	和歌山市	16	4	25.0%	1	3	4
44	福井県	福井市	32	23	71.9%	7	18	25
45	広島県	広島市	50	6	12.0%	3	4	7
46	広島県	呉市	21	3	14.3%	なし	3	3
47	広島県	福山市	30	5	16.7%	2	2	4
48	岡山県	岡山市	12	2	16.7%	1	1	2
49	山口県	下関市	14	8	57.1%	4	5	9
50	山口県	宇部市	6	2	33.3%	なし	2	2
51	山口県	徳山市(周南市)	9	4	44.4%	3	2	5
52	山口県	岩国市	5	0	0.0%	なし	なし	0
53	香川県	高松市	5	2	40.0%	1	1	2
54	徳島県	徳島市	16	1	6.3%	1	なし	1
55	愛媛県	宇和島市	5	2	40.0%	2	なし	2
56	愛媛県	今治市	9	4	44.4%	2	2	4
57	高知県	高知市	25	9	36.0%	7	3	10
58	福岡県	福岡市	10	2	20.0%	2	なし	2
59	福岡県	門司市(北九州市)	7	2	28.6%	なし	2	2
60	福岡県	八幡市(北九州市)	23	4	17.4%	1	2	3
61	福岡県	大牟田市	11	2	18.2%	なし	2	2
62	福岡県	久留米市	6	3	50.0%	2	1	3
63	長崎県	長崎市	27	3	11.1%	なし	3	3
64	長崎県	佐世保市	10	2	20.0%	2	1	3
65	熊本県	熊本市	27	4	14.8%	2	2	4
66	熊本県	荒尾市	4	1	25.0%	1	なし	1
67	熊本県	水俣町(水俣市)	0	0	—	—	—	—
68	熊本県	宇土町(宇土市)	0	0	—	—	—	—
69	大分県	大分市	5	1	20.0%	なし	1	1
70	宮崎県	宮崎市	6	0	0.0%	なし	なし	0
71	宮崎県	延岡市	6	0	0.0%	なし	なし	0
72	宮崎県	都城市	2	2	100.0%	1	1	2
73	宮崎県	高鍋町	2	2	100.0%	2	なし	2
74	宮崎県	富島町(日向市)	1	1	100.0%	1	なし	1
75	鹿児島県	鹿児島市	28	6	21.4%	2	4	6
76	鹿児島県	川内市(薩摩川内市)	2	1	50.0%	1	なし	1
77	鹿児島県	串木野町(いちき串木野市)	7	2	28.6%	1	1	2
78	鹿児島県	阿久根町(阿久根市)	4	0	0.0%	なし	なし	0
79	鹿児島県	加治木町(姶良市)	2	1	50.0%	1	なし	1
80	鹿児島県	枕崎町(枕崎市)	2	1	50.0%	1	なし	1
81	鹿児島県	西ノ表町(西之表市)	1	0	0.0%	なし	なし	0
合計			845	260	30.8%	143	132	275

※ —は、戦災復興誌では公園が明記されていたものの現状では確認できなかった。

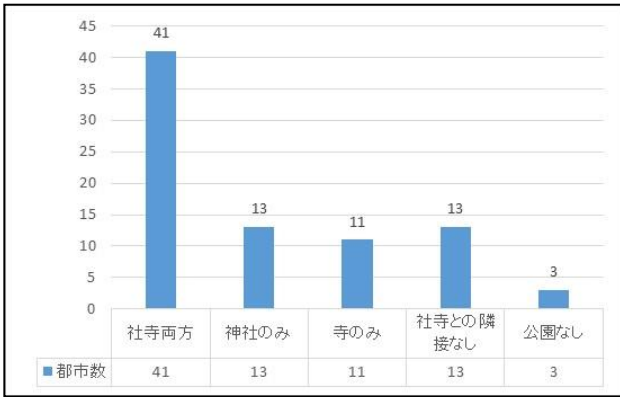


図-2 公園との近接数（都市数）

解析対象81都市の内、神社と寺の両方とも公園が近接していた都市は41都市で51%であった。また、神社のみ（単独、複数立地含む）が近接していたのは13都市16%、寺院のみ（単独、複数立地含む）が近接していたのは11都市14%、神社と寺院の両方とも近接していなかったのが13都市16%であった。公園が現在でも確認できる81都市中65都市80%が社寺との近接性を確認することができた。

これらのことより、戦災復興において公園の配置を行うに当たっては社寺との関係性が考慮されていたことをうかがい知ることができる。

(3) パターン分類

公園と近隣社寺の関係性を把握することができた260箇所の公園について、実際にどのようなパターンで配置されていたかを整理分類したところ、図-3に示すように7つのパターン「パターン1：同一区画内で公園と社寺が配置されている」「パターン2：隣接する区画に公園と社寺が配置されている」「パターン3：区画内で隣接し、1-1よりも配置形状が複雑」「パターン4：公園配置予定位置に神社が含まれている」「パターン5：公園配置予定位置に公園がなく、全域が社寺」「パターン6：公園配置予定位置にすべて社寺があり、隣区画に公園が設置されている」「パターン7：同区画内で社寺の両側に公園が配置されている」に分類することができ、その結果を表-2に示す。さらに、パターン1、2については詳細に分類を行った。

パターン1～7の大別したものの中では、パターン2が141箇所と最も多く、その内では2-1が68箇所であった。その次に多かったのはパターン1であり53箇所、その中でも1-1は46箇所であった。

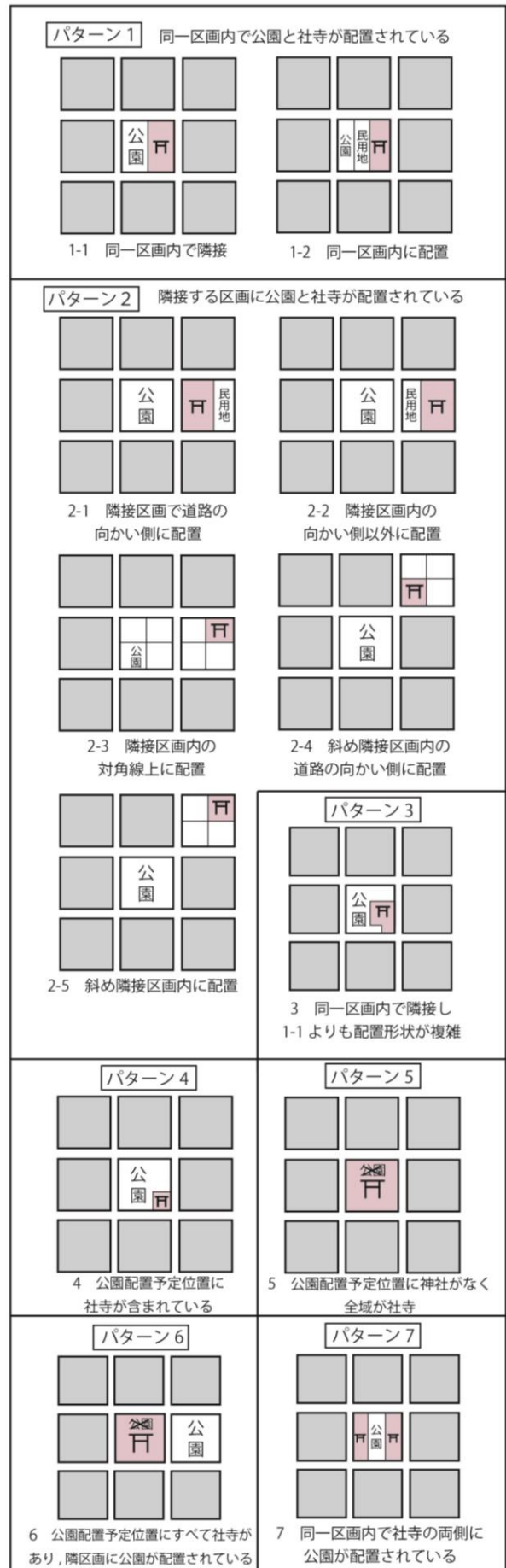


図-3 公園と社寺の配置パターン分け概念図

表-2 公園と社寺の公園別パターン分け

	パターン	公園数	構成比	
社寺近接	1:同一区画内	1-1:同一区画内で隣接	46	5.4%
		1-2:同一区画内に配置計画	7	0.8%
		小計	53	6.3%
	2:隣接する区画	2-1:隣接区画で道路の向かい側に配置	68	8.0%
		2-2:隣接区画内(2-1と2-3の中間位置)	4	0.5%
		2-3:隣接区画内(対角線状)	32	3.8%
		2-4:斜め隣接区画で道路の向かい側に配置	16	1.9%
		2-5:斜め隣接区画内に配置	21	2.5%
	小計	141	16.7%	
	3:区画内で隣接し1-1よりも配置形状が複雑	31	3.7%	
	4:公園配置予定位置の一部に社寺	24	2.8%	
	5:公園配置予定位置全域が社寺	4	0.5%	
	6:公園配置予定位置全域が社寺で隣区画に公園を配置	3	0.4%	
	7:同区画内で社寺の両側に公園を配置	4	0.5%	
計	260	30.8%		
社寺近接以外	585	69.2%		
総計	845	100%		

5. 具体的な公園と社寺の特徴的な近接の事例

(1) 静岡県沼津市の事例

沼津市においては、パターン3の事例が数多く抽出された(図-4)。特に、沼津日枝神社において図面と現況地図より山王公園との連携がみられ、公園形状が単純な矩形でないことから神社の位置が換地設計時から原位置で変更がなかったことが推測される。またそれより現在においても一体的な利用がなされていると予想される。また、パターン4のような形式も見られ、公園と隣接する神社間で良好な空間形成がなされていることがわかる。



図-4 沼津市における公園と近隣社地の図面(右:山神通公園, 左:山王公園, 戦災復興誌より加筆)

(2) 群馬県前橋市, 宮崎県高鍋町の事例



図-5 パターン5における公園と近隣社地の関係(右:前橋市, 左:高鍋町, 戦災復興誌に加筆)

パターン5の事例として前橋市と高鍋町等が抽出された(図-5)。このパターンの特徴として、公園配置予定地全域に神社があり、その替わりとなるような公園が近隣区画に存在していないことが挙げられる。また、公園敷地が複雑であることから、神社とその境内地、もしくは鎮守の森をそのまま公園として指定した可能性が考えられる。

6. まとめと今後の課題

本研究において戦災復興土地区画整理事業における公園配置の思想を探り、さらに当時の復興土地区画整理設計図に示されている公園の位置を確認し、現存する公園については公園に隣接する土地利用の把握を網羅的に行った。これらより戦災復興土地区画整理事業において、技術基準で社寺の活用が示され、実際に現存する戦災復興公園の3割が社寺との関係性があることが判明した。近接パターンとしてはパターン2(道路の対向に公園と社地が立地)が最も多く17%であり、そのなかでも隣接区画で道路の向かい側に配置されているパターン(2-1)が最多であった。その次に多かったのはパターン1-1(同一区画内で隣接)であった。

戦災復興土地区画整理事業により創出された公園が社寺地近くにあることで、地域住民の憩いの場となったり、社寺境内地との一体的な利用をすることで街区公園レベルであっても多様な用途として使うことができ、現在においても利用ポテンシャルは高いものと予想できる。戦災復興土地区画整理事業では、公園と文化財的施設でもある寺社を一体的に活用しながら、空間設計がなされていたとも考えられる。

なお、戦災復興は土地区画整理事業により実現されているが、土地区画整理事業においては公園といった公共用地は減歩により確保されることになる。復興土地区画整理設計標準では施行面積の5%、1933年土地区画整理設計標準では施行面積の3%を公園で確保することとされているが、復興は既成市街地内の再構築であり減歩率の低減が求められ、社寺用地を活用することにより減歩率緩和を図ったことも考えられる。土地区画整理事業といった事業構造の特性が結果として公園と社寺を一体的に活用するにいたったとも考えられる。そのため、土地区画整理前後の土地所有状況の変化も解明する必要がある。

今後は研究の対象外であった5都市及びそれに関連する都市についても公園と近隣社寺地の設計思想に特色があるか解明し、これらの結果を加え改めて戦災復興土地区画整理事業における公園配置思想について示すこととする。さらに今後は、社寺に加え戦災復興都市に多く存

在する城郭との関係性を調査し、寺社、城郭といった文化的空間が、戦災復興の空間設計に対してどのような影響を与えていたのかを総合的に解明する予定である。

参考文献

- 1) 杉田早苗：近代東京の公園計画にみる計画図面と計画標準の関係の変遷，都市計画論文集，No. 40-1，pp. 1-8，2005
- 2) 中島伸：東京都戦災復興区画整理事業地区における街区設計の思想に関する研究，日本建築学会計画系論文集，Vol. 74, No. 645，pp. 2407-2414，2009
- 3) 今村洋一：戦災復興計画における旧軍用地の転用方針と公園緑地整備について，都市計画論文集，No. 44-3，pp. 817-822，2009
- 4) 今村洋一：戦災復興期における東京の公園緑地計画に対する旧軍用地の影響について，都市計画論文集，No. 47-3，pp. 727-732，2012
- 5) 岡村佑，北沢猛，西村幸夫：境外参道の空間特性に関する研究 - 東京都心部をケーススタディとして - ，都市計画論文集，No. 40-3，pp. 823-828，2005
- 6) 建設省編：戦災復興誌，第壹巻，pp. 177，都市計画協会，1959